

(別表1)

## 居室等の使用細則

ホームの建物及び付帯設備を安全に管理し、良好な環境を維持するため、施設の使用にあたっては管理規程によるほか次の事項をお守りいただきます。

### 1. 火災予防

タバコの火の不始末による火災は、出火総件数のうちの大半を占めるといわれています。当ホームでは、居室での喫煙を禁止し、ライター、たばこ等は事務所で保管し、喫煙スペース(屋外)にて喫煙をすることを義務付けております。

### 2. 災害時の心構え

建物は準耐火構造の木造です。災害時の心構えとして以下の事を遵守して下さい。

#### (1) 地震について

木造のため相当な揺れをお感じになるとは思いますがあわてて廊下、階段等に飛び出すことはかえって危険です。大きな地震のときは落ち着いて行動し、まず火元を消してからクッションなどで身体を保護するようにしてください。

#### (2) 火事について

居室から火を出した場合、延焼する恐れがあります。もし火災が発生したときは、窓や出入り口の戸をしっかりと閉めて、火や煙が室内に入らないようにしてください。また、電話、ケアコール等で速やかに事務室に通報し、あわてずに小火のうちに消し止める努力をしてください。なお、居室には火災報知機、スプリンクラーが設置されており、火災発生の場合に自動的に作動します。

危険を感じたら部屋を出て戸をしっかりと閉めて延焼防止を心がけてください。

火災発生時には、スピーカーによる一斉放送を行う等、職員による避難誘導を致しますので落ち着いて行動してください。

消防署の指導により廊下、階段等にもものを置かないようお願いいたします。また、年2回避難訓練を行いますので必ずご参加ください。

#### (3) 台風について

台風の風でガラスが破れることは殆んどありません。また台風接近の際は、移動物をあらかじめ室内に入れる等の措置をお願いいたします。

#### (4) 非常用階段等について

火災等の非常時には、エレベーターは停止して使用できません。

屋外階段が建物の西側に設置され、非常時に使用していただきます。また階段には、私物等避難の妨げとなる物を置くことのないようお願いいたします。

### 3. 防犯

(1) 外部からの来訪者がある場合は、事務室を通してください。

(2) 防犯には各入居者の方々のご協力が不可欠です。挙動不審者を見かけたときは直ぐ事務室に連絡する等お互いに連絡をとり合い防犯にご協力をお願いいたします。

### 4. 駐車場

敷地内に駐車場を確保してあります。来訪者等がご使用の場合には事務室に申し出てください。

### 5. ごみ処理

(1) ごみは、燃えるごみ、燃えないごみ別に、廊下に設置の専用容器にお入れください。毎日定時に収集いたします。

(2) 共用部分の清掃は、職員が行います。

### 6. 防音

戸の開閉音やテレビ、ラジオ等の音量は他の入居者に迷惑をかける恐れがあります。お互いに他の入居者の生活を侵さないようご配慮ください。